

平成22年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月8日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙	8
○議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
○議案第67号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	9
○議案第68号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について	11
○議案第69号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	17
○議案第70号 町有財産の取得について	19
○議案第71号 平成22年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について	22
○議案第72号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	38
○議案第73号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	39
○議案第74号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	43
○議案第75号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	45
○陳情第5号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について	45
○陳情第6号 渡良瀬遊水池のラムサール条約湿地登録に関する陳情について	46
○散会の宣告	46
散 会 (午後 1時32分)	46

第2日 12月9日(木曜日)

○議事日程	47
○出席議員	47
○欠席議員	47
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	47
○職務のため出席した者の職氏名	47
開議(午前9時00分)	49
○開議の宣告	49
○一般質問	49
小森谷幸雄君	49
川野辺達也君	61
青木秀夫君	71
秋山豊子さん	82
延山宗一君	92
○散会の宣告	104
散会(午後3時00分)	104

第3日 12月10日(金曜日)

○議事日程	105
○出席議員	105
○欠席議員	105
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	105
○職務のため出席した者の職氏名	105
開議(午前9時00分)	107
○開議の宣告	107
○一般質問	107
○発言の訂正	107
石山徳司君	107
野中嘉之君	118
荻野美友君	130
○散会の宣告	137
散会(午後0時00分)	137

第9日 12月16日(木曜日)

○議事日程	139
-------	-----

○出席議員	1 3 9
○欠席議員	1 3 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 9
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 0
開 議 （午前 9時00分）	1 4 1
○開議の宣告	1 4 1
○常任委員会委員長報告	1 4 1
○陳情第 3号 板倉町の教育環境及び子育て支援に関する陳情（要望）について	1 4 2
○陳情第 5号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情につい て	1 4 2
○陳情第 6号 渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情について	1 4 2
○閉会中の継続調査・審査について	1 4 3
○町長あいさつ	1 4 3
○閉会の宣告	1 4 4
閉 会 （午前 9時18分）	1 4 4

板倉町告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成22年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月3日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成22年12月8日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	荻 野	美 友	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	塩 田	俊 一	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年12月8日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
日程第 4 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 議案第67号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
日程第 6 議案第68号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について
日程第 7 議案第69号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第70号 町有財産の取得について
日程第 9 議案第71号 平成22年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
日程第10 議案第72号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第11 議案第73号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第12 議案第74号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第13 議案第75号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第14 陳情第 5号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について
日程第15 陳情第 6号 渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情について

○出席議員（14名）

1番	川野辺 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	黒野 一郎 君
5番	石山 徳司 君	6番	市川 初江 さん
7番	青木 秀夫 君	8番	野中 嘉之 君
9番	石山 甚一郎 君	10番	秋山 豊子 さん
11番	荻野 美友 君	12番	青木 佳一 君
13番	川田 安司 君	14番	塩田 俊一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗原 実 君
教 育 長	鈴木 実 君
総 務 課 長	小野田 吉一 君

企画財政課長	中	里	重	義	君
戸籍税務課長	長	谷	川	健	一
環境水道課長	鈴	木		渡	君
福祉課長	永	井	政	由	君
健康介護課長	北	山	俊	光	君
産業振興課長	田	口		茂	君
都市建設課長	小	野	田	国	雄
会計管理者	荒	井	利	和	君
教育委員 会 長	小	菅	正	美	君
農業委員 会 長	田	口		茂	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒	井	英	世
庶務議事係長	石	川	英	之
行政安全係長兼 議事事務局書記	根	岸	光	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。

ただいまから告示第76号をもって招集されました平成22年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(塩田俊一君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。けさなどはぐんと冷え込んだようございまして、いよいよ冬と、そういった感じのこのごろとなったところでございます。本日は、平成22年第4回町定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはお元気にて、年末の多忙な中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私ごとですが、さきの11月17日を過ぎまして、就任丸2年を経過いたしました。時の経過の早さを肌で感じながら、任期後半戦を迎えるに当たり、この間議員各位からさまざまなご指導あるいはご協力をいただきながらの連続であったなという感もございまして、ここで感謝を申し上げながら、今後もよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

さて、ご承知のように、管政権、高かった支持率もわずか3カ月で20%台まで下がってしまいました。沖縄問題を初めといたしましたさまざまなマニフェストの不実行あるいは政治と金、あるいは信頼感なき経済政策、そして最近の外交と安保、安全保障の問題等々、ほかに政策に対する党内の不一致等々、挙げれば切りがないほどマイナスの要因があるわけでございますが、それらの特に解決への不熱心さが国民の目には、期待から疑念あるいは不安、落胆、そして不信、そして不支持と、そういう流れを起こしているのかなと我々の目には映らざるを得ない状況でございます。いかにも自信のない、頼りない首相に、昨今テレビを通して見えてしまうのは、私だけではないと思っております。このままではだんだん追い込まれて、さきの参議院に続いて、今度は勝ち目のない解散に追い込まれてしまうのではと。1年前のせっかくの政権交代が、そしてあの国民の期待が、このままではもったいないという感じでいっぱいあります。民主党の若手の台頭を期待したいところでありますし、また自民党を筆頭とした野党の現状打破に対する方向性を、しっかりと示した方向性を示した信頼性の高い政策論議に期待をしたいと思っております。

話は変わりますが、猛暑の夏でございました。産業に、社会環境に大きな影響を与えなければよいがと常々思ってまいったところではございましたが、ご承知のように米につきましては、上等級皆無、大半が低等級という品質の低下による不作が、我が町も含め北関東平野部の米栽培農家に、史上始まって以来の大打撃を与えたことは既にご承知であります。米農家の大幅な減収、収入減と。収量についてはそうでもないのですが、収入については大幅に減少という品質の初めての問題に当たり、特にいわゆる経費の支払い時期に当たる今年末に向かい、その対策へと農協、共済、県、そして市町村と、当該するそれぞれの部署として対応

に現在全力を挙げておるところでございます。できるだけ早く近隣と足並みをそろえながら、救済策が対処できるよう、また本議会にも補正予算の予算案が上程をしてございますので、そういった段取りも含め、慎重に対応している所存でございます。

また一方、皮肉なことにといいますか、つい先だって三国コカ・コーラさん、当町と防災協定を結んでおりますが、この8月、9月期、飲料メーカーさんですからですが、史上空前の売り上げ、好況ということで、その利益還元の一応名目のもと、当町に300本の、いわゆる大きい2リットル瓶で300本の無償提供の申し出もございまして、ありがたく受け取ったところでございます。等々、いろいろ産業として運、不運あるわけでございますが、当町としては米を除いては、主立った被害は確認はされなかったという旨の流れの中で、収穫の秋をここで終えたわけでございますが、この間、コスモス祭りあるいは町民体育祭、福祉祭り、商工祭、文化祭等々、祭りシーズンを町民の皆様のご協力で、成功と言っていいかどうかは別として、終了することができました。

また、その後、先般からは群馬県知事の県政報告会あるいは私自身の町政報告会、そしてその次の週は行政対話集会、そして先週というか今週というか、板倉町の事業仕分けと。この11月期に当たっては、次年度予算編成に向けた本年度の住民意見収集的事業が続いておりました。2日間、4テーマ設定にて行われた行政対話集会においては、前年度の反省から若年層あるいは婦人層、そして興味のある方は全日程でも参加をいただこう、あるいは興味の薄い方でも1つぐらいの部門へ参加いただけるかどうかとか、前年度の反省に立ち、いろいろ熟慮を重ねた結果の実施でございましたが、現実として思いのほか参加者は少なく、人集めの事業の難しさを痛切に感じましたとともに、政治的な意味での不満、不平、そういった町民の声が多数あると私どもは受けているわけでありまして、こういった正式な話し合いの場に参加をいただけないもどかしさは痛切に、非常に感じたところございまして、2年間続けてこういった状況をお世話になったわけでございますので、次年度については白紙の状況で、どういう形で臨めるかということをもた反省をしながら考えてまいりたいというふうに思っております。

また、事業仕分けにつきましては、構想日本に委託をし、数百万円の経費を計上すれば、難なく、難しくなくできるわけでありまして、町としてオリジナリティー、独自性を確保しながら、最低のコストでという私の構想からのスタートでありましたので、内容が幾分か未熟であるとか、あるいは問題点が多いことも指摘をいただき、それも承知の上での実践でもございました。大義は、第三者の批判に、いわゆる白紙の状態ですらすということと、それを踏まえて執行サイド、我々のサイドの町民目線、そして費用対効果を最優先をするという、その考え方の定着化でありまして、仕分け人の方々には手順等、いろいろと不満を持って臨まれた方もあったようでございますが、いずれにしても仕分けそのものの作業につきましては、進行役、まとめ役の先生の適切なお判断のもと、各公募仕分け人のルールにのっとった積極的な意見の交換により、活発な議論が行われたということは、最初から最後まで、私自身確認をさせていただいておまして、事前、私自身の予想を超えて、プロ集団に委託せずとも十分にその成果は見られたと考えておまして、結果につきましては慎重に受けとめ、真剣に対応をしたいというふうに思っております。

また、さきに行った合併に対するアンケートの結果と今後の展開につきましては、何人かの議員さんのあした、あさっての一般質問にも入っているようでございますので、その場での答弁とさせていただきますが、出た結果につきましては、私の考え方とほぼ一致しておりますので、その方向性に向け、いろいろな機会

を通し、議論を深めてまいりたいと思っております。今回の議会、一般質問も久しぶりに8名の議員さんということで、8時間にわたる精いっぱい議論をさせていただく予定でございますが、まさに来春の統一地方選に向けての議員さんの意気込みとも感じられるところでもございまして、その前にまずは本日の当方提案の議案第66号から議案第75号まで、でき得ればご承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、板倉町農業委員会会長から建議書が提出されておりますので、お手元に配付いたしておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は10件であります。また、議会関係の選挙1件があります。請願・陳情については、お手元の文書表のとおり陳情2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

13番 川田安司君

1番 川野辺達也君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、12月2日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、12月2日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日8日から16日までの9日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。続いて、議案第66号から議案第75号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、陳情第5号ないし陳情第6号を所管の委員会に付託いたします。

第2日目の9日及び3日目の10日は一般質問を行います。

11日と12日を休会といたします。

第6日目の13日は、産業建設生活常任委員会を開催して、付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。

第7日目の14日は、総務文教福祉常任委員会を開催して、付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。

翌8日目の15日を休会とし、第9日目、最終日の16日には、付託された案件について所管の委員長報告の後、審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から16日までの9日間と決定いたしました。

○東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○議長（塩田俊一君） 日程第3、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思えますが、異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に、私、塩田俊一を指名いたします。

お諮りいたします。塩田俊一を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

よって、塩田俊一が東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選しました。

○議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（塩田俊一君） 日程第4、議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第66号の提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦でございます。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

今回の推薦につきましては、現在男性3名、女性1名の人権擁護委員により活動をいただいておりますが、男女共同参画社会の実現及び女性の人権問題への充実を図るため、新たに1名の女性人権擁護委員を増員をするものでございます。

横塚智子さん、生年月日、昭和23年7月10日、住所、粕谷2174番地の5を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。横塚さんは、人格識見が高く、人権思想の普及及び人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮をしていただけるものと確信をいたしております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。人事案件につき、これ以上の担当課長も含めた説明はございません。よろしくご審議をいただきます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

これより議案第66号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は同意することに決定いたしました。

○議案第67号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第5、議案第67号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第67号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についての提案の理由でございます。

本案につきましては、平成20年の人事院勧告に基づく条例の一部改正であります。民間企業における平成16年から平成20年までの5年間における平均勤務時間が、公務員と比較して1日当たり15分程度、1週間当

たり1時間15分程度と短い水準で安定していることを受け、県内では既に当町を除くすべての市町村が改正済みであることから、本町におきましてもこれに準じた改正を行おうとするものでございます。

なお、詳細については、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） それでは、議案第67号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてご説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、ただいま町長の提案理由にありましたように、平成20年の人事院勧告に基づくものでございまして、民間企業と公務員の労働時間の均衡を図るための改正でございます。要約しますと、1日の勤務時間、8時間であったものを7時間45分に、1週間の勤務時間、40時間であったものを38時間45分とするものでございまして、関係する3条例を一括して改正するものでございます。

まず、第1条では、板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございまして、第2条で一般職員の1週間における勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に改正し、再任用短時間勤務職員の勤務時間についても一般職員に準じた改正を行い、任期つき短時間勤務職員に関する1週間当たりの勤務時間を31時間までとする規定を追加するものでございます。

第3条では、一般職員の月曜日から金曜日までにおける1日当たりの勤務時間について、「8時間」から「7時間45分」に改正するものでございます。

第6条につきましては、休憩時間を与える1日当たりの勤務時間を6時間を超え、7時間45分以下とするものでございまして、第4条、第12条及び第18条につきましては、第2条の改正により追加する任期つき短時間勤務職員の規定をそれぞれ加えるものでございます。

第2条では、板倉町職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第5条の2の改正につきましては、第1条関係で1週間当たりの勤務時間を改正した再任用短時間勤務職員に関する規定を追加するものでございまして、第14条につきましては、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給割合が100分の100により支給される勤務時間を、一般職員の勤務時間と同様に7時間45分に達するまでとするものでございます。

第3条関係につきましては、職員の育児休暇に関する条例の改正でございまして、第11条の改正につきましては、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間について、一般職員に準じた改正をするものでございまして、第16条については育児短時間勤務職員、第19条については短時間勤務職員における板倉町職員の給与に関する条例における読みかえ規定の改正をするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成23年4月1日とするものでございます。

以上、議案第67号の説明とさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。参考といたしますか、後学のためにちょっとお尋ねします。

これで労働時間が減ったということで、役場の中で、私に言わせれば、もう目いっぱい皆さん方は、本当に時間いっぱい作業されているという、そういう前提の中でお尋ねなのですけれども、仮に若干減ったという、時間を減らしたということは、仕事量が若干滞るという計算上の仕組みになると思うのです。そのときに職員を増やしていくのか、それとも残業で賄っていくのか、その辺のお答えをいただきたいということと、その結果について労働時間の短縮をしたという結果で、これは法律で決まっているということだからしょうがないのだけれども、残業手当というのが若干割り増しかなどは頭で認識してしまうのですけれども、どの程度の、変な話ですけれども、町全体で出費の増大というのを予想しているか、説明をお願いします。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 議員協議会で説明させていただきましたように、公務員は、有給、給料をもらった勤務時間の中に休息时间というのが認められていたのです。3時から3時15分までの15分間。それが平成18年の人事院勧告で廃止されたのです。ですから、その分本来は休めていたものを休めなくなったので、5時半まで勤務時間を延ばしたのです。8時間勤務ということで。今回は、それが民間との差で15分間縮めていいよと、勤務時間を。ですので、今議員さんおっしゃったように、これまで同様の業務を職員がやっていきますと、残業手当が増えるということになるわけです。それに応じた、では採用していくかということは考えてございません。向こう10年の採用計画をお示しさせていただきましたけれども、それに準じて、なおかつそれよりも逆に職員を減らしていくような傾向で、今採用していますので、職員を増やすことは考えておりません。ただ、若干の残業手当、時間外手当が増えることは予想されます。

○議長（塩田俊一君） いいですか。

「はい」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。

これより議案第67号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議案第68号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（塩田俊一君） 日程第6、議案第68号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第68号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町議会議員選挙及び板倉町長選挙における選挙公報の発行に関し、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、条例を制定するものであります。

公費負担により選挙公報を発行し、すべての有権者に正確な情報を提供することで、投票総参加及び明るい選挙の推進を目的とするものでありまして、来年4月24日執行予定の板倉町議会議員選挙から適用するものでございます。

なお、詳細につきましては、同じく担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） それでは、議案第68号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

ただいま町長が提案理由で申しましたとおり、公職選挙法第172条の2の規定に基づきまして、板倉町議会議員選挙及び板倉町長選挙における選挙公報を発行する条例の制定でございます。町政選挙につきましては、選挙運動期間が5日間という非常に短い期間でございまして、だれが、立候補者がどのような政策を訴えているのかわからないといった町民の意見もございまして、公費負担により選挙公報を発行することで、すべての有権者に正確な情報を提供し、選挙への関心を高めていただき、多くの有権者に投票していただくということを目的としております。

条例の内容でございますけれども、第1条では、公職選挙法に基づき、町議会議員と町長選挙に限り発行するものと規定しておりまして、第2条では、発行の掲載内容と選挙ごとに1回の発行回数を規定しております。

第3条では、掲載を希望する立候補者は、選挙の告示の日選挙管理委員会へ申請するものとし、掲載文等については責任あるものとするといった規定でございます。

第4条につきましては、申請のあった掲載文を原文のままを掲載するものとし、選挙公報の掲載順は、委員会がくじによって決定するといった規定でございます。

第5条では、選挙公報の配布は、有権者の属するすべての世帯へ選挙期日の前日までに配布するものと規定しております。

第6条では、無投票となった場合には、発行を中止できるといった規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、来年4月24日執行予定の板倉町議会議員選挙から適用するものでございます。

以上で説明とさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。これ前に委員会のときにお話があったのですけれども、玉村町と大泉町がこういう公報を発行しているというお話がありました。そのときの両町が選挙公報を出すに至った経緯を伺いたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 恐らく、玉村町と大泉町に直接電話をして聞いたわけではございません。ただ、大泉町には指導を受けに担当が行って、その辺の事情は聞いていますけれども、やはり住民が都市化しているということだと思います。玉村町も人口が急増した町でございまして、大泉町は外国人も含めて人口増ということもあったということで、板倉町は今回板倉ニュータウンにお住まいの方々がやはり板倉町の議会議員選挙において、19年の議会議員選挙において候補者の名前、顔、それから政策といったことがなかなかちょっとわかりづらいということが地区別懇談会でも意見が出ましたし、ニュータウンの区長さんからも意見が出たということで、今回選挙管理委員会にお諮りをして、条例の制定へと進んできた経緯がございまして。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） これが電話で伺って、玉村町さんには担当の方が行って聞いてきたということなのですが、玉村町と大泉町さんが、どちらが先にこれを実行したのかな。どちらかがそれを参考にして発行に至ったのか、そういったことが1つと、あとそのときの両町の議員の賛否の状況、そういうのがおわかりですか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 議員の賛否の状況まではちょっと存じ上げておりません。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） なぜかといいますと、やはり本町におきましても、議会でこれが出ました。そのときに、議員もいろいろな意見が出ましたのですよね。そういったときに、事例がある程度詳細にわかっていたら、参考になるわけですが、決めるのは本人一人一人の意思でありますけれども、そういった必ずあったと思うのです。両町においても、どうですかと言われたときに、全員がはい、はいと手を挙げたわけではないと思うのです。そういった状況、またどういう思いがあったかというのが少しでもわかれば参考になると思うのです。私もこのことについては、本当にいいことだなと思いつつも、本町におきましても、このお話があったときに、荻野議員のほうから、これを誇大広告ではありませんけれども、これは自分のマニフェストと同じですので、それをすることに対しては悪いことではないのですけれども、そういった議員一人一人にもいろいろな思いがあると思うのです。だから、そういうのを総括したときに、両町の議員の賛否とか、または思い、そういうのが話し合われた、そういった中身がわかれば少し参考になるかなという思いで、今お話をしております。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 秋山先生の議論は私は本末転倒していると思っています。これは議員お一人お一人のみずからの、いわゆる例えば賛否に対する意識の問題でありまして、それはみずから例えばそういう先進地をご承知であれば、もちろん行政も参考に、あるいは参考にと提案する側として、そういった先進町というか、そういうたまたま今名前が出ましたが、2町ですね、聞くことはやぶさかではありませんが、議員さん自身が自分のこととして考える重要な問題ですから、関心があれば議員さんは、町に頼らずとも、みずからの問題ですから、そのための、それが議員活動だとも思っておりますが、そういった点で、なぜ町だけを頼りになさるのでかという感じもいたします。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 実際に、よその町がどうのこうのということよりも、板倉の町民から、そういった選挙公報の発行はどうなのだという声をいただいたわけです。それで、では発行しているところはどこどこがあるのだということが後づけなのです。ですから、まず板倉で出たということから始まったことで、もちろん国政選挙、それから群馬県知事選挙は、もう発行されて全世帯へ配られているわけです。それを公職選挙法では、市町村については自由ですよということなのです。ですから、逆に板倉は、これを制定して、前向きに、前向きに制定することは、逆に先進地になるのだと思います。町民にすれば、より議員さんが、立候補される議員さんが、自分の政策を掲げ、まちづくりに発展する政策を掲げるわけです。当選すれば、その政策に向けて努力をされることですね。それは町が発展することにつながるわけです。やがては住民の福祉にもつながることなので、我々選管の事務局として、これはもうどこよりも先に、逆に言えばやりたいということで、選挙管理委員会にもお諮りをして、ご決定をいただいた経緯というものを報告させていただきたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。私もやること自体についてというより、そのやった結果についての危惧の念が私の心の中にはあります。というのが、都知事選挙だとか、特に都会に向けた選挙のところは、選挙公報ということで、その本人が何の恥も外聞なく、基準もなく、自分の意見をただ言えるという、それでもカットできない、罰則もないと。それが果たして、では選挙民が善悪を判断すれば、何をやってもいいのかという、そういうところに私は危惧の念を抱きますので、ある面においては、うそと違ったものを、町の税金を使って町民に知らしめるために、あえてやったということに関して、審査もなければ罰則もなければ、自由だよというのは、ちょっと時期尚早と私は考えます。

以上です。何か反論がありましたら。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 立候補される方は、町の議会議員として今後4年間の責任ある掲載文。それと今館林の市議会議員選挙においても投票率がどんどん、どんどん下がってきているわけです。板倉町も全く同じです。ですから、そういったことを、投票率を上げる、政治に関心を持っていただくということも、やはり町民に対しては町側がやっていかなければならないことだと思うのです。ですから、その辺の投票率のアップ等も、もしかしたら見込めるかもしれませんので、そういったところにつなげていきたいというふう

に考えていますので、今議員さんが言われた、うそを書いて当選したとしても、その方は4年間町民からずっと審査を受けていく立場にありますから、次の選挙でどうなるかわかりませんが、それくらい町民が議員さんをきちんと見ていただくということも必要だと思います。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 結果的には、そういう理論というのは成り立ちます。でも、普天間にしかり、大きい話ですよ、やると言ってみたり、やらなかったり、でも政治というのはそれができるのですよ。ある面においては、本当に人格も高潔で知識もあって、人格者だという人が立候補するというのが前提の中の公職選挙法なのだから、ところが今の時代は、若干だれでも、ただかんましてやりたいから、言いたいから出るという、そういう、私に言わせれば愚か者も出る可能性はある。だから、そういう人たちをチェックする、そういう倫理的な規定もないままに、その制度だけを導入するというのは、弊害のほうを恐れるというのが私の意見です。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほどから申し上げているように、いわゆる町民の皆さんの中で、今まではそれで済んできたのですけれども、候補者の、例えば顔や考え方もわからないと。それをできるだけわかるようにしていただきたい。一つの方法として、大きく言えば衆議院から、いわゆる国会議員からも含め、県知事も含め、そういった公報もあるし、町でもそれが意思で、町の考え方で発刊できるものですからということで、これはもちろんとりよによっては、石山議員が指摘するようなものもあるかもしれませんが、今の言葉の裏返しは、どなたでも立候補できるのです。それが憲法で保障されているのです。愚か者だろうが何だろうが、石山さんの今の言葉をかりればですよ。それを逆に阻害するわけにはいかないわけです。また、公報紙に書いたことというのは、むしろこれはその候補者に対して責任感が、逆に言えばずっと担保されるわけです。だから、例えば言っていることとやっていることが全然違うのではないのかということも含め、4年間、例えば不本意ながら、余りすばらしくない資質の方が出たとすれば、それはそれでまさにその人そのものを苦しめる格好の材料になるわけでありますので、何ら私は問題はないとただ思っておりますが、決めるのは議会の皆さん自身でございますから、意思表示をぜひお願いをされればと、していただければと思っております。そんなに問題はないだろうと思っております。住民の福祉、そういう福祉とは、例えば医療関係だけでなく、そういった権利と、あと知る権利あるいは答える権利、あるいは実行する権利、義務、そういったものをできるだけ公平に推し進める、そういう意味での福祉もあるはずでございますので、その立候補者、その者が他人のことは考えずに、自分の思うところを着実に紙面にあらわすということで、他人がどう、ほかの候補者が、だれが出すかもわからないうちから、ほかの候補者がどんなことを書くか心配だ、それによって自分たちが、自分たちの、例えば当落まで左右されるかもしれない、あるいは倫理上とか、でもほかの、町会議員を除いては全部認められているのです、ほかの選挙制度では。国政についても県政についても、いわゆる候補者に対する公報は。それを進めたいということでございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 常識的には、そういう心配はないだろうということが前提なのですから、ここに書いてある、第3条に書いてありますように、善良な風俗を害すとか品位を損なわない事項は掲載しない

とかといってもですよ、表現の自由が保障されておって、そういうものを規制するというのは難しいというのが大前提のもとにあって、こういう、ではチェックをだれがされるのかと。選挙管理委員会の方がその場でそれをチェックして、これはちょっとふさわしくないということがあれば、その場でですよ、即断して改善を求めるとか、あるいは極端なことを言えばこれは掲載できないとか、そういったことができる権限はあるのですか、こういうのは。そういうものを判断するって、これ非常に抽象的な言葉だけれども、そんなことはなかなか、今のこの世の中、表現の自由が保障されているなんていう社会の中では、選挙管理委員だろうが、あるいは役場の担当者だろうが、非常にこれ判断が難しいと思うのだよね。そうすると、さっき心配されているようなことは、普通は起こらないのだけれども、そういうことも想定した場合には、だれがこれができるのかと。それで、何の権限に基づいて、選挙管理委員会ができるのかというのは、そういうのは何かいろいろ国だの県だのはもう既に、市でもやっているわけだね。ほとんどのところでやっているわけだけれども、そういうチェック機関というのか、チェックする人というのはだれが任されているのか。そういうのは何か聞いていますか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） そのチェックをするのは選挙管理委員会ですので、その事務局、我々書記になります。その修正等、おかしいところは修正をこちらから、修正をするようにという指導ができるわけです。どこも同じようにやっているわけですから、議員さん方が心配しているのは、よっぽどなうそっぱちを並べてということをお心配されているのかもしれませんが、それも町民が見て判断することですから、この人は本当のことを書いているかどうかということも、それも逆に選挙に対して町民が関心を持つことにつながるのだと思うのです。そう思いますけれども。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手少数]

○議長（塩田俊一君） 挙手少数でありますので、よって、議案第68号は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時52分）

再 開 （午前10時04分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議案第69号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第7、議案第69号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第69号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成23年4月1日より児童館を開設するに当たりまして、当該施設を板倉町全域を対象区域とする児童館として位置づける、そういうことにいたしたく、改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 議案第69号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、第3条の名称、位置及び区域等の見出し中「、位置及び区域等」を「及び位置」に改め、同条の表以外の部分中「、位置及び事業の主たる対象となる区域」を「及び位置」に改めるものです。

同条の表中の板倉町立南児童館、西児童館、東児童館、3施設あるわけですが、南児童館につきましては、まだ現存しておりますので、名称を「板倉町南児童館」に名称変更をするものです。

続きまして、板倉町立西児童館につきましては、板倉町児童館、板倉町全域を対象区域とするということになりますので、「板倉町児童館」に改めます。

続きまして、板倉町立東児童館につきましては、東部会館を児童館として位置づけしてありまして、平成15年に解体されております。そのために東児童館は削除となります。

続きまして、対象区域も板倉町全域を対象区域とするということですので、対象区域も一応削除という形になります。

次のページですが、児童館運営委員の定数に関する改正でございまして、第9条の第2項中「20人」を「10人」に改めるというような改正になります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議をよろしく願います。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） 野中です。1つ伺いたいのですが、この現在の施設については、当時児童福祉法24条ただし書きに基づいた児童館ということで、付近に保育所がない場合は、保育所を兼ねることができると、こういう施設であったわけです。それなりの県の補助金もあって運営されてきたと。一応名目は児童館ということで、児童厚生員を置いて兼ねてきた施設であると思うのです。今度保育所は兼ねないわけですね。単独になるわけですね。そういった場合に県の補助金等はどうなるのか、1つ伺いたいと思います。

それから、南の児童館が保育所を廃止して、そのままということでありますけれども、今後どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） ただいまのご質問ですが、補助金を利用して建設した建物は、南児童園、それと西児童館と聞いております。その2つを一応補助金を利用して建設したということは伺っております。耐用年数ですが、この耐用年数も前は何か40年というような年数で償却、耐用年数ですか、があったらしいのですけれども、法改正によりまして、38年に短くなったというような年数を県のほうで聞いております。現在南児童館につきましては、38年を経過中でございまして、西児童館につきましては37年で、耐用年数もほぼもう完了しているのかなと、そういう感じでございます。県のほうで西児童館につきましては、児童館に用途をしたいということで、一応申し上げましたら、後で県の担当のほうで、その施設をちょっと見たいということで、現在まだ日程等は決まっておられませんけれども、県の担当がちょっと西児童館、そちらのほうをちょっと見たいということで来る予定でございます。

南児童館につきましては、今後の利用等につきましては未定となっております。ほかの老人会とか、ほかの団体等がもし活用したいということの申し出があれば、利用をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） 施設の建設補助はわかるのですが、運営費補助が、児童館として運営される場合には県のほうから出されているわけなのですが、今度単独でまた児童館を来年の4月からということで手続をされた場合には、従来どおり運営費が出る対象の児童館なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 児童館としての運営費は、町独自で運営する場合には補助はないと聞いております。あとの設備等の補助につきましては、子育て創生事業を利用して、備品等の購入等はそういう補助を利用したいと思っております。

○議長（塩田俊一君） いいですか。

ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。2ページの第9条第2項中の20人を10人に改めるというところですが、20人を10人に改めるわけですので、これ絞り込むのでしょうか、それとも新しく10人をお願いするのでしょうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 前は20人という人数が明記されておったわけですが、実際この児童館運営委員というのは、まだ組織化されていなかったわけです。一応3施設あったときの条例でございまして、

人数も20人というなかなか多い数になっておるわけですが、今度1施設を一応児童館として位置づけますので、一応人数を半分にしたという形になります。よろしくをお願いします。

〔絞り込むんか、新たに頼むんかと聞いている〕という人あり〕

○福祉課長（永井政由君） この10人につきましては、また新たに児童委員を委嘱する形になります。各市町村の委員さんをちょっと聞いてみた結果、育成会の会長さんとか、あとは青少推の方とか、あとは学校の校長先生とかが入っている町が多いようでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第69号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。ただいま10時15分でございますので、再開を10時30分とさせていただきます。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議案第70号 町有財産の取得について

○議長（塩田俊一君） 日程第8、議案第70号 町有財産の取得についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第70号 町有財産の取得についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町新センター用地を町有財産として取得をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、板倉町大字板倉字大新田3427番地の1、面積は4万3,055平方メートル、地目は雑種地、取得予定価格は5億5,158万1,679円でございます。契約の相手方は、板倉町土地開発公社、取得予定年度は平成22年度、今年度中でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。この件につきましては、担当課長の説明はございません。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） この土地開発公社からの土地の取得については、土地開発公社と町とは一体という認識で、長い間多くの人からも指摘されて、早く土地開発公社から買い取って、土地開発公社のJAの借金を返して利息を節約しろということの目的で長年の懸案が実現したということで、非常にいいことだと思っております。それで、今度は町が所有ということになるわけですが、この土地に関しては、以前からいろいろ何か土地改良の非農用地とかということで、縛りがあるということで非常に用途が制限されているということで、以前は売却なんていうことも検討されたのでしようけれども、結果的にできなかったということで、今度町が取得するわけですが、町でもいろいろ直接、本来なら庁舎の建てかえとか、公民館とか、何かそういうことも考えられるわけですが、最悪の場合、売却するなんていう場合には、相変わらず土地の用途制限といいますか、縛りは引き続きあるのかどうか、その辺のことを説明いただきたいと思うのですけれども。

それで、縛りがあるとすれば、用途というのはどういう使用、用途というか、どういうものに限定されているのか。相変わらず今までどおりなのか、その辺のことも具体的に内容も説明いただければと思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

この土地につきましては、議員がおっしゃったとおり板倉川北部土地改良事業の創設非農用地でございまして、いわゆる異種目換地ということで、農地でない土地、現在の地目は雑種地になっておりますが、そういったことで換地がされた土地でございまして。都市計画の用途上は、市街化調整区域に当たっておりますので、それに伴いまして用途の制限がかかっているということでありまして。では、何ができるのかと申しますと、開発許可に合致するものでありまして、1つに公共の用に供する施設、先ほど言われましたとおり役場の庁舎とか、そういったものであれば建設は可能であります。それと、売却ということ想定をする場合には、やはり先端技術を保有しているような企業の立地、そういったものについては用途としては可能になります。非常にその幅は狭く制限をされているということでありまして、非常に先端技術といっても、幅が狭いものですから、その辺では売却をするについても、非常に買い手が出てくるのが難しいのではないかと、いうふうに思っております。そんなことありますので、当面は買い取った後は、しばらく更地のままで管理せざるを得ないのかなというふうな見方をいたしております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 荻野美夫君。

○11番（荻野美夫君） 同じような質問なのですが、取得予定価格は5億5,000万何がしとありますけれども、今土地開発公社がJAあるいはその他からお金を借りてやっているのだと思うのですけれども、

今度町になるわけでございます。今のところ利息等々はどのくらい払っていて、町になればその分がなくなるのではないかと思います。契約の相手方は土地開発公社となっていますけれども、これは議長が代表になっているのですか。

〔町長〕という人あり〕

○11番（荻野美友君） 町長が代表で、買うのは町長だけけれども、今のあれは、町長から町長へいくのですか。では、あれですね、そうなった場合、どのくらいの金銭的なメリットがあるかということをお聞きしたいと思います。

それから、板倉町新センターというのですけれども、この名称は、もう前々からあれで、何となくそぐわないような気もしますけれども、やっぱり新センターということであるので、いたし方ないというのですか、そんな感もするところでございます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

〔企画財政課長（中里重義君）登壇〕

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

現在公社が借入れをしている借入金に伴って発生しております利子につきまして、21年度の金額を申し上げますと663万6,560円ということでした。したがって、この利息負担が今後なくなると。ただし、今年度につきましては、買い取りまでの間、まだ借入れが継続されますので、今年度の利息負担は残ります。したがって、23年度以降の利息負担がなくなることです。

それから、町と土地開発公社の契約でございますが、公社につきましては理事長が町長ということになります。今回の具体的な契約の仕方を申し上げますと、買い受け側は板倉町でありますから、代表者は町長になります。売り渡す土地開発公社につきましては、町長は理事長でございますが、同一人が契約することになりますと、自己契約に当たります。これまでも消防の用地の買い取り等につきましては、たしか当時の議長が公社の理事長になられておりましたので、理事長に公社を代表する立場で契約をしていただいたことですので、今回につきましても優先的には公社の理事長であります議会議長が公社側を代表する立場として契約をしていただくというようなことで考えております。

それと、名称のことですが、なかなかこれ、うまい名称を考えられるものが今のところございませんので、ただいまの議員のご質問、ご指摘も踏まえて、今後名称等についても変えるべきかどうかも含めて少し考えさせていただければというふうに思いますので、ご理解をいただきたいとします。

以上です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議案第71号 平成22年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第9、議案第71号 平成22年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第71号の提案理由を申し上げます。平成22年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億1,878万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億9,481万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金に4,984万1,000円、それから寄附金に18万円、繰入金に5億4,925万3,000円、繰越金に3億3,601万2,000円、諸収入に1万4,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金1,651万5,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、議会費に3万円、総務費に3億101万8,000円、民生費に4,942万9,000円、衛生費に48万2,000円、農林水産業費に2,420万5,000円、商工費に99万5,000円、教育費に376万6,000円、諸支出金に5億5,158万2,000円をそれぞれ追加し、土木費1,272万2,000円を減額するものでございます。

以上、板倉町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれの課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第71号 平成22年度板倉町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,878万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,481万5,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為の追加でございしますが、こちらにつきましては、第2表によるところでございます。

なお、次のページからの第1表、2ページから4ページにつきましては、町長がただいま提案理由の中で申し上げましたとおりでありますので、省略をさせていただきます。5ページの第2表をごらんになっていただきたいと思っております。第2表、債務負担行為の補正でございします。こちらにつきましては、2つばかりでございます。1つが一般廃棄物収集運搬業務委託料、平成23年度でございしますが、2,600万円ちょうど。もう一つが板倉町資源化センター操業委託料、同じく23年度でございまして、3,150万円でございます。

続きまして、8ページまでお進みをいただきたいと思っております。8ページからが歳入の細部でございしますが、まず14款1項1目民生費国庫負担金でございしますが、830万円の追加でございします。こちらにつきましては、

説明にありますとおり、障害者自立支援給付費の負担金の追加でございます。

次に、2項1目民生費国庫補助金でございますが、2,481万5,000円の減額でございます。内訳を申し上げますと、1節の高齢者福祉費の補助金が2,521万5,000円の減額でございます。次に、2節の障害者福祉費補助金は40万円の追加、合わせまして2,481万5,000円の減額ということでございますが、この1節の高齢者福祉費補助金につきましては、この後また県の補助金のところで追加が出てまいりますので、そちらでまたご説明を申し上げます。

次に、15款1項1目民生費県負担金でございます。こちらにつきましては、800万円の追加でございます。内容は、1節の障害者福祉費の負担金で415万円の追加でございます。それから、3節保険基盤安定負担金が385万円の追加でございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療の関係でございます。

次に、9ページへまいりまして、2項2目の民生費国庫補助金でございますが、3,916万9,000円の追加でございます。内訳を申し上げますと、2節高齢者福祉費の補助金が3,165万円でございますが、これが先ほど申し上げました国庫補助金減額にかわるものでございます。次に、3節の障害者福祉費補助金が20万円の追加、4節児童福祉費補助金につきましては731万9,000円の追加でございますが、こちらにつきましては地域子育て創生事業の補助金でございます。補助率は10分の10、100%の補助率でございます。

次に、6目商工費県補助金でございますが、131万5,000円の追加でございます。こちらにつきましては、消費者行政活性化補助金ということでございまして、消費者生活センターの開設に伴う補助金でございます。

次に、7目教育費県補助金が134万円でございますが、こちらにつきましては放課後子ども教育推進事業費の補助金でございます。こちらにつきましては、補助金の確定による追加ございまして、補助率は3分の2でございます。

次に、3項1目総務費県委託金でございますが、1万7,000円の追加でございます。これは統計調査の委託金の追加でございます。

次に、10ページをお願いいたします。17款1項1目一般寄附金でございますが、12万円の追加でございます。こちらにつきましては、説明にありますとおり、ふるさと納税の寄附金の追加でございます。

次に、2目の指定寄附金でございますが、6万円の追加でありまして、やはりこちらにつきましても、ふるさと納税あるいは一般寄附の指定の部分での追加でございます。

次に、18款1項2目の後期高齢者医療特別会計繰入金でございますが、118万9,000円の追加でございます。これにつきましては、20年度に一般会計から後期高齢者会計へ繰り出しをいたしました繰出金を精算した結果の返戻でございます。

次に、3目の国民健康保険特別会計繰入金でございますが、966万4,000円の追加ございまして、これにつきましても、ただいま申し上げましたとおり20年度の精算の結果で、返戻をするものでございます。

次に、2項の基金繰入金でございますが、4目公共施設等整備維持基金の繰入金につきまして1,310万円の減額でございます。これにつきましては、板倉中学校の浄化槽改修工事の完了に伴います事業費の確定による減額でございます。

次に、5目の土地開発基金の繰入金でございますが、5億5,150万円でございます。これにつきましては、先ほど議決をいただきました新センター用地購入費の財源に充当するものでございます。

次に、19款1項1目の繰越金でございますが、3億3,601万2,000円の追加でございます。こちらにつきま

しては、前年度の繰越金の追加でございまして、今回の補正予算の財源、また歳出でご説明申し上げますが、財政調整基金への繰り入れに充当するものでございます。

次に、20款5項3目の雑入でございまして、1万4,000円の追加でございまして、これにつきましては、説明にありますとおり、自動販売機の売り上げ手数料の追加でございまして、これにつきましては、売り上げの12%を納入していただくということでございます。

次に、12ページ、歳出へお進みをいただきたいと思います。歳出につきましては、まず人件費の関係を申し上げたいと思います。今回の補正予算におきます人件費の補正の主なものでございまして、共済組合の負担金、それから子ども手当、住居手当、扶養手当、退職手当の負担金等にかかわるものでございまして、一般会計では175万円、特別会計で83万円が追加されるわけでございます。全体では258万円が追加されるものでございまして、内訳的には正職員、それから臨時職員にかかわるものに及んでございます。人件費の補正については以上のような内容でございまして、以降、人件費にかかわる部分の説明については省略をさせていただきますので、よろしくお進みをいたします。

それでは、13ページをごらんになっていただきたいと思います。2款1項でございまして、5目から8目は省略をさせていただきます。12目防犯対策費でございまして、45万2,000円の追加でございまして、こちらにつきましては、防犯施設の整備事業ということで、蛍光灯等の取りかえの修繕料の追加でございまして、

次に、16目基金費でございまして、3億円の追加でございまして、これにつきましては、財政調整基金元金積立金の追加3億円でございまして、これは言うに及ばないと思っておりますけれども、21年度一般会計の剰余金を基金に積み立てをするものでございまして、地方財政法第7条第1項の規定によりまして、2分の1を下らない金額を積み立てることという規定がございまして、ちなみに実質収支を申し上げますと、5億8,936万8,000円余という金額でございまして、これをもとに2分の1を下らない額といたしまして3億円を積み立てるものでございまして、

次に、14ページは省略をさせていただきます。15ページをお願いいたします。4項5目の町議会議員選挙費17万9,000円の追加でございまして、これにつきましては条例案の否決に伴いまして、今回の補正予算の中で減額補正をさせていただきますというふうに思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費240万円の追加でございまして、これにつきましては、国保会計の繰出金でございまして、内容的には出産育児一時金、それから事務費分の追加でございまして、

次が2目高齢者福祉費でございまして、726万5,000円の追加でございまして、内訳申し上げますと、19節負担金、補助及び交付金が643万5,000円でございまして、これにつきましてはグループホーム2カ所のスプリンクラーの整備の交付金でございまして、次に、28節の繰出金83万円でございますが、これにつきましては介護保険特別会計の繰出金ということで、主に人件費の追加でございまして、

次が3目の障害者福祉費でございまして、1,964万7,000円の追加でございまして、内容的には、説明欄をごらんになっていただきたいと思います。障害児の自立支援事業といたしまして140万円、それから介護給付の訓練等給付費が1,824万7,000円の追加でございまして、

次に、17ページへお進みいただきたいと思います。5目の後期高齢者医療費713万3,000円の追加でございまして、これにつきましては、後期高齢者医療特別会計事務費等繰り出しが200万円、それから後期高齢者

医療特別会計繰出金が513万3,000円の追加でございます。

次に、2項1目児童福祉総務費でございますが、297万4,000円の追加でございます。内訳につきましては、次ページ、18ページをごらんになっていただきたいと思っております。説明欄にありますとおり、学童保育整備運営補助事業でございますが、114万9,000円の追加でございますが、これにつきましては21年度の補助金の返還金でございます。次が地域子育て創生事業、これは歳入のところでも申し上げましたとおり、100%の補助率の事業でございますが、172万1,000円の追加でございます。内容的には、感染症の対策事業とか子育ての支援対策事業に充てる予算でございます。

次に、2目の児童措置費でございますが、48万8,000円でございますが、こちらにつきましても21年度の国庫負担金の返還金の追加でございます。

次に、19ページをお願いいたします。4目の児童福祉施設費でございますが、1,031万3,000円の追加でございます。これにつきましては、児童館の管理事業ということでございますが、主なものを申し上げますと、児童館遊具改修工事費が415万8,000円、それから児童館改修工事費が430万5,000円というような内容でございます。

次に、20ページをお願いいたします。4款1項2目予防費でございますが、41万2,000円の追加でございます。こちらにつきましては、後期高齢者健診事業5万3,000円の追加、それから女性特有のがんの検診推進事業で35万9,000円の追加でございますが、こちらにつきましても21年度の補助金の返還金の追加ということでございます。

次に、21ページでございますが、6款1項3目農業振興費2,416万1,000円の追加でございます。説明欄を見ていただくとおり、内容的には水稻高温障害特別支援事業、農家への支援といたしまして3,116万1,000円の追加でございます。それから、転作麦作団地の助成事業では700万円の減額という内容でございます。

次に、22ページをお願いいたします。7款1項3目消費者行政推進費58万5,000円でございますが、これにつきましては歳入でも申し上げましたとおり、消費生活センター設置にかかわる予算でございます。

次に、23ページでございますが、8款2項2目の道路維持費でございます。250万円の追加でございます。これにつきましては、道路維持事業の追加ということでございます。

では、24ページへお進みをいただきたいと思っております。4項3目下水道費でございますが、1,657万2,000円の減額でございます。これにつきましては、下水道特別会計での繰越金の追加に伴います繰出金の減額ということでございます。

次に、10款2項1目の学校管理費でございますが、1,089万6,000円の追加でございます。内容的には、25ページをごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、小学校の運営で124万6,000円の追加、それから小学校の施設維持管理で628万5,000円の追加でございますが、これにつきましてはプールの循環浄化装置等の改修工事費用でございます。それから、小学校エアコン整備事業といたしまして、エアコンの設置工事の設計業務委託料325万5,000円を追加をいたすものでございます。

次が3項1目学校管理費でございますが、1,208万3,000円の減額でございます。これにつきましては、主な内容は、26ページをごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、まず1つ目といたしましては、中学校校舎・給食室浄化槽改修事業で1,330万円の減額でございます。これにつきましては、歳入の基金のところでも申し上げましたとおり、工事完了による事業費の確定による減額でございます。それから、次が中学

校エアコン整備事業といたしまして、やはり設置の工事設計業務委託料を157万5,000円追加をいたすものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。4項4目青少年教育総務費でございますが、24万1,000円の追加でございます。これにつきましても、補助金の過年度返還金の追加でございます。

次に、5目の中央公民館費でございますが、70万2,000円の追加でございます。これにつきましては、修繕費、配管の修繕に係る予算の追加でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。8目の北部公民館費でございます。18万円の追加でございますが、こちらにつきましてもやはり修繕料、浄化槽のプロア等の修繕の予算の追加でございます。

次に、29ページをお願いいたします。5項2目保健体育施設費350万円の追加でございます。これにつきましては、板中体育館南面の駐車場等整備工事の設計業務の委託料といたしまして350万円を追加をいたすものでございます。

次に、13款1項1目土地取得費でございますが、5億5,158万2,000円の追加でございます。これにつきましては、先ほど議決をいただきました新センター用地の取得にかかわる予算の追加でございます。

以上、細部説明いたしましたけれども、慎重審議をしていただきまして、ご承認いただけますようお願いを申し上げまして、説明を終わりたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 19ページになりますが、民生費の中の児童福祉施設費でございますが、先般議員協議会でもお話をさせていただいたわけでございます。当然23年度の4月1日に開館をさせたいという意向でございますが、そういった中での質問になろうかと思えます。まず、この4月1日に補正を組んで施設の改修をするという、その目的、それとこれは今日数字的な内容でございますけれども、先般の事業仕分けを傍聴させていただきまして、ある面では施設ありきの話というふうな形で厳しく指摘を受けた事業等もたくさんございました。そういった中で、箱物が先なのか、需要とか、そういったものが先なのか判断を迫られる部分かと思えますけれども、4月1日に開館ということで、ソフトの部分でございますか、先般もある議員から先生の関係とか職員の関係とか、早目にやっぱり対応をして、1日には板倉独自の児童館のあり方、そういったものが基本的にはスタートさせられるという状況が生まれて、初めてでは施設を修繕しようかというふうなことになろうかと思えます。また、児童館が全町的な立場での利用というふうな形になりますので、そういったところの問題点等も当然考慮した上で施設運営がされるべきであろうという考え方もございます。また、他のいろいろ学童関係の健全育成という観点から、児童館そのものの運用になるのか、あわせてこの児童館に併設をさせるような形での児童の健全育成ということで、例えば学童クラブとか、いろいろな団体がございますが、そういったものもこの会館の中で機能的に運用するのか、その辺が非常に不透明であるわけでございます。基本的には、開館が実施されれば、年間で720万ぐらいの予算、人件費等が投入されるという計画になっておるわけですが、基本的に町長も以前の質問に答えまして、いろんな会館を見てきたけれども、運用によってはさまざまな場面が想定されると。そういった中で、非常に効果のある会館運営を行っている児童館もあるが、そうでない児童館もあるという部分で、この間の仕分けをいろいろ聞いてい

た中で、事業目的として会館をつくるのが先ではなくて、中身があって初めて、あるいはお子さん方のそういう児童の育成という面から、要望があって、西保育園の跡地を改装して、開館に向けていくと。そのプロセスが、この部分だけですと、非常に逆のような感じがいたすわけでございます。私は、児童館開設については、当然一般質問でもさせていただいていますので、開館については当然何の問題もないと思うのですが、開館に向けてのプロセスをもう少しきちんと構築をした上で、4月1日が迎えられるようにぜひご検討をいただければと、そういう質問でございます。よろしくどうぞ。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） ただいまのご質問ですが、現時点では、まだ児童館に対しての年間を通しての行事等の計画はまだ立っておりませんが現状です。各近隣の市町村の行事等の内容を把握、現在している状況です。一番人気のあるような、例えば行事等をピックアップいたしまして、厚生児童員2名、臨時職員ですが、早目に採用いたしまして、そういう事業の流れ等を一応レクチャーしまして、進めてまいりたいと思います。季節によって、例えばクリスマスとか、あとはハロウィンとかという行事はもちろんですけれども、あとは人気を呼ぶ、子供たちに対しての行事を網羅していきたいと思います。毎月1回は読み聞かせというような行事は盛り込んでおります。その読み聞かせなのですけれども、一応子育て創生事業の国庫補助を利用する上で、それは不可欠な行事になっております。ちょっとまだ事業計画これからのものでありますから、4月1日の開館までに、そういった近隣の状況を踏まえて計画を立てていきたいと思っております。見込みとしまして、一応23年の4月1日なのですが、子供たちの人口をちょっと、4月1日にはこのぐらいの児童数になるのではというような見込み数を一応つくってはみました。一応ゼロ歳児から5歳児までですけれども、これは未就学児童なのですが、656人、小学1年から小3まで387人、それと大体小学校6年生ぐらいまでが対象かなと思います。中学生になりますとなかなか遊び等も変わってまいりまして、利用者は減るのかなと思います。小学6年生までの見込み数としましては、1,457名ぐらいの数字になろうかという計画でおります。一応日にして、近隣の市町村も日曜日または祝日が休館日の市町村が多いように見受けられます。一応土曜日開館ということになりまして、土曜日でしたら子供たちも学校休みですから、かなり児童館の利用者は増えるかと思えます。特に7月、8月、9月が夏休み期間中なのですけれども、各市町村見まして、かなり利用者が増えているような状況が見受けられます。ちょっと雑駁な説明なのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今説明があったわけですが、生意気なことを言うようで申しわけないのですが、多分先般の事業仕分けの中でそういう説明をされたら、不要の事業に多分なってしまうというふうに考えられます。そういった点で、今の課長がお話しされたような内容を、やはり4月1日ということを目指しているのであれば、それまでの開館の中身の問題がもう少し、課長のところだけでやるのかどうかわかりませんが、やはり、だれ、課長が担当するのですが、これは。課長が、そうすると計画も全部立てるのですか。それが4月1日までに課の人たちと、例えば、ではこの常設になった場合に、人件費が2人分用意されていますが、その人というのは基本的には1日以降募集するとか、課の移動によって児童館に配置をさせるのか、その辺はどのようになっておるのですか。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 現時点では、臨時職員を新規で雇用する計画でございます。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） そうしますと、1日ですよ、基本的には。そうすると、それまでの開館、児童館開設に当たっての相談とか、いろいろ中身、運用の中身とか、そういったものを1日に採用したときに、ではその2人を開館に放り込んで、基本的に運営ができるのでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） ただいまのご質問ですが、児童厚生員は保育士の資格とか、あとは幼稚園の資格を有する者という、結構厳しい明記がありまして、そういう中で採用するということになると、ある程度の、そういう保育士とか、そういう仕事に従事している方を雇用させますので、実際計画を立てる上ですぐに対応可能かと思われま。

○議長（塩田俊一君） 栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 小森谷議員の言わんとするところは十分理解をしております。したがって、4月1日に開設するに当たりまして、そういった心配が当たらないように、十分早目の手配の、いわゆる準備の指示はしております。例えば、いわゆる指導員的な先生というか、そういった方についても、4月1日に採用してということよりも、当然募集も早目にかけながら、そういった先生方との当然いわゆる開設に当たってのすり合わせとか、全部計画の内容も含め、あるいは先ほど申し上げた委員会みたいなものですか、10人の、とかいろんな考え方も含め、あとは郡内あるいは館林市等でも、同じ児童館を持っておりましても、いいあなばいにいっているところと余りいいあなばいではないということも正直あるようでありまして、また明和町等は児童館を持っていたものを廃止を、定員が少なくなって廃止をしたという経緯も含めて、いわゆるどのくらいの応募があるかということも含め、例えば展開の内容も違ってこようかとも思っております。いづれにしても、まずとりあえずやるということと、内容を、ソフトを幾ら充実させても箱物が間に合わなければどうにもなりませんので、とりあえずは4月1日開設に向けての箱物が最低限整備をされることとしての補正の盛り込みということだろうと思っております。加えて、先ほどご指摘をいただいたようなことを十分、また係も無用の長物ばかりそろっているとも思いませんので、真剣に対応してくれるものというふうに期待をしております。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

黒野一郎君。

○4番（黒野一郎君） 4番、黒野です。お2つばかりですけれども、先ほど25ページと26ページにエアコンの話出ておりますけれども、このエアコンで、小学校と中学校と、これは恐らく設計委託ですから、何年度というのか、23年度とか24年度わかりませんが、そちらへ向けて多分取り付けというのか、工事をする予定かと思うのですけれども、保育園なんかは小さいから別に設計しなくても、取り付け工事は……

[「それに全部入っている」と言う人あり]

○4番(黒野一郎君) 全部入っているのですか。では、そういうことで、保育園は入っているのでは、中学校の関係ですけれども、何年度が目標なのか。

それから、もう一点は、29ページの一番下のほうの土地取得の関係ですけれども、公共用の施設の道路ということで、これは板倉中学校の前と中央公園の間かと思うのですけれども、この若干進捗状況わかればなのですけれども、これは体育館の、板中の体育館の改良工事というのか、やるわけですけれども、それとセットではなくて、別個に、体育館は体育館、工事のこの道路関係の幅の道路関係は別個にやっていくのか、その辺まだわからなかったものですから、やはり体育館工事が入れば当然でかい車も当然入ってくると思うので、ですから体育館工事よりも前に、できるだけ早くそこの道路を広げるのか。ここに出てますからね、設計委託料が。その辺をお聞きいただければと思いますけれども。西側に行って、西側のほうにも当町もご理解いただいて、弓道場ですか、その辺もやる予定ですけれども、その辺はこれは道路と関連して、そちらのほうも含めて設計をやっていくのか、その辺を。

それから、つけ加えて申しわけないのですけれども、体育館の改良工事のほうの進捗状況がどの辺までいっているか、もしわかれば、わからなければ後で結構ですので、その辺よろしくお願いします。

○議長(塩田俊一君) 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(小菅正美君)登壇]

○教育委員会事務局長(小菅正美君) 小学校、中学校のエアコンの関係ですが、一応23年度に予定をしております。

それから、この海洋センターですか、29ページの駐車場等の整備工事設計業務委託の関係ですが、これにつきましては体育館の改修工事と整合性をとりながら進めてはいきたいと。そのためには早目の設計がないとできませんので、今回補正で上げさせてもらったということでございます。

それから、体育館の進捗というか、今現在体育館については耐震補強設計あるいは改修のための設計を行っております、それが間もなく南側の玄関部分について、土木のほうの許可がおりれば完全な形で設計ができ上がってくるというふうに聞いております。

以上です。

○議長(塩田俊一君) 黒野一郎君。

○4番(黒野一郎君) では、確認ですけれども、道路工事のほうの担当と体育館のほうの改修工事の担当課とか部署、別なのですね。総合的には教育委員会でしょうけれども、その中の別々に係というのか、そこは別々にやるのですか、その辺をひとつお願い申し上げます。答弁もしわかれば。

それから、体育館の関係は、再三前にも町長といろんな話をしながら、随分前かなと思いますけれども、随分設計云々が時間がかかるのですね。半年近くもなっていると思うのですけれども、やっぱりこういう世の中の情勢ですから、やっぱりできるだけスピーディーに、教育長もスピーディーと言葉がありますけれども、これからの道路の関係については、これは当然この次の段階ですけれども、体育館の設計云々なんていうのは、半年たっているのですからね、やっぱり。できるだけ早目にしないと、次のステップ、23年度にやるのでしょから、もう12月ですからね、1、2、3になると、3月、恐らく予算等も11月のヒアリングもいろいろやっているわけでしょうから、できるだけ早目に、スピーディーにやっていただいたほうがいいと思いますので、先ほどの分かれる云々の、わかればひとつ、別々にということ。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 事業自体は、そういうわけで一体型でやりますけれども、基本的には体育館関係についてはやっぱり教育委員会が主体になるのだろうと。あとは、いわゆる南面の全体的な整備、駐車場とか道路の拡幅とか、弓道場といっても本当の質素な露天を、雨がかからない程度のテント的な形になるのかと思いますけれども。弓道場を正式につくると3,000万、5,000万、藤岡町の弓道場を見ましたけれども、とてもではないが、とてもできないというようなことで、許容の範囲内でそういう計画をしております。いずれにしても、設計も、例えば中学校の体育館をどのように変えていくかということについても、1回仮の設計ができ上がってしまっていて、私がこれではまずいだろうと、例えばですね、ちょっとクレームをつけたものですから、それで再度その部分等についての設計にもやり直しというか、また出てくる、そういうので多少の時間はかかっているのかなと思います。いずれにしても約束が来年度じゅうにはやるということですので、担当部局もその約束にたがわないように真剣に作業を進めているところだと思っております。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） 9番、石山です。21ページの農林水産業の関係で、3目の農業振興費、水稻高温障害助成金の項目なのですが、内容についてちょっと伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） この関係についての議員協議会でも内容、話をつないだ部分もあるわけですが、基本的には冒頭町長のあいさつにありましており、いろんな機関が今年の災害に対して支援ができないかということで、検討を重ねてきました。今回のこの金額を助成させていただいたのは、町の、いわゆる行政としてできる限りのものやってみようということで、近隣の町村等とも連絡調整、相談をしながらやってきたのですけれども、基本的には水稻の共済引き受けのある田んぼについて、10アール当たり2,000円を助成したいということで考えています。基本的には、やはり冒頭町長のほうから話がありましたけれども、暮れのいろんな支払い等も含めてあるということで、できるだけ早い時点でこれも作業のほうを進めたいということで、支払いのほうも考えています。一般質問のほうでも、この辺のところ出ていますので、直接的なお話でとどめたいと思いますけれども、承認をいただければ、できる限り早目に手続に入って、一刻も早く農家の方に届くような形で事務のほうも進めたいということで考えていますので、よろしく願いします。

○議長（塩田俊一君） 石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） ただいま課長のほうから説明があったのですが、他町では1俵当たりが500円何がしとか、あるいは共済に引き受けになっていない田んぼでも云々と、そういった話も聞いておりますが、板倉としてはそういった考えはあるかどうか、そこら辺のところをお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 前段の話をちょっと落としてしまいましたけれども、それでは詳しくお話

を申し上げます。

まず、関係機関、直接的なということでJAの関係が9月27日以降に出荷した米については、1俵当たり500円を助成すると。その本来の主体となる群馬県の農業共済の関係ですけれども、これについてはいわゆる特例措置、品質によっても保証する措置をとろうと、あるいは申請しようということで動いて、これは国のほうに承認を受けられるという形になってきています。具体的には、この辺のところは専門的になりますので省きますけれども、品質によっても申告したものは対象になると。当然共済制度ですので、申告していない補助もあると。その関係につきましては、共済組合のほうで、やはり本来ならば品質の保険もあるのですけれども、いろんな総合的に判断して、それも助成していこうという考えでは動いています。共済の状況を申し上げますと、基本的には申告をした筆については、12月10日ですか、近々評価するための部会があるそうですけれども、その部会でこれだけ品質が悪かった、あるいは収量がなかったということで換算するのですけれども、それが判定が出るという話で聞いています。それと、いわゆる申告しない筆についての対応については、基本的には支援金という形で、共済制度に準ずるような形で金額を考えているようですけれども、ご承知のとおり、群馬県一本に共済組合になっています。そんなことで、正式な総代会を開いてでない、きちんとした金額のほうとか、支払うことができるとか、支払うとか、その辺のところは差し控えてくださいという話も伺っていますので、この場ではそういう状況だということをお話し申し上げます。その後、群馬県の対応ですけれども、これは新聞等でご承知だと思います。市町村のほうから申請があれば、その3分の2を助成するよと。これは種子代についてということです。

それと、近隣の町とのということですが、基本的には邑楽館林、連絡調整とりながら、さっき言った農協だとか共済を除いて、町役場が出す関係については2,000円ということでありますけれども、若干町村によっては上回る金額も出すという町村も、まだ議会が終わっていませんので、すべての町村が終わっていませんので、何とも言えませんけれども、そういう状況にあるということです。いずれにしても、この辺については、本当に今までにない被害だということと、お米の関係、ここからがこれだけの被害だよ、ここからがこれだよと、なかなか境がありません。あるいは行政の関係も邑楽館林農協は既に一本になっています。同じように、行政のほうはまだ一つ一つですけれども、それらとの調整をとりながら、最終的にはこの2,000円に板倉町としては今回上程させていただいたと。あと、具体的にそのようなところを、これは事務担当だけでなく、やはり近年にない大災害だということで、うちの町長も含めて、各町長、市長も含めて相談しながら進めている事項ですので、町長のほうから補足が多分あると思いますので、よろしく願います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 補足はそんなにないのだけれども、言われてしまったので。基本的には、太田、館林が既にご案内のとおり、先んじてというか、おおむね10アール当たり2,000円、自治体としてはそれが妥当だろうと。いわゆる大義名分は次年度に対する種子代の補助、それは10アール当たり4キロ、1キロを500円前後ということでの2,000円単価、それを面積で補助をしていこうと。それに郡内の各首長も追随をして、仙石官房長官の言葉をかりれば了としたところがございます。ただ、一部邑楽町あたりが、これはまだはつきりしないのですが、名前を出して果たしてどうか、非常に議会が強く、人の町はどうでもいいのかというよう

なことで、農家に強く補助をせよというようなことについて非常に苦慮していると、対応に。ということで、同一水準が保てるかどうかということについては疑義、幾分かの疑問は持っておりますが、そこで考えていただきたいのは、板倉町は五、六十億規模での3,000万円ですね、2,000円単価。米の、いわゆる水稲の作付面積が非常に多くございまして、館林よりも、多分250億規模、5倍規模の300億程度かもしれません。5倍規模においても、館林は10アール当たり2,000円でも約3,000万前後だろうと思って、邑楽町等についてはもっと低いですし、大泉、明和、千代田についてはさらに面積は非常に低いのですので、我が町としては、財政からかんがみれば2,000円というのは最大限の形かなと。ほかのことを考えずに、やることをどんどんほかの面をおくらせて、今回の農家に対する補助を強くせよという議会の特別な理解でもあれば、それも可能かもしれませんが、あれもやれ、これもやれという流れの中で、先ほど言った板倉町の特徴からすればということで、2,000円を今回予算規模として補正で上げさせてもらったものです。

加えて、情報ですが、共済についても、清水市長が群馬県の会長、理事長になられまして、この間市長と飲んだときにちょこっと耳打ちされたのは、10アール当たり5,000円ぐらい共済で考えているというような話ですが、それも先ほど課長が言ったように、まだ文書でも来ていませんので定かでない。ただ、そんな内容は、館林の市長も、いわゆる郡内を代表しての共済の理事にもなっていますし、その二方からもそういう言葉をちょこっと聞きましたので、そこら前後で動くのではないかという希望的観測を持っております。そのほか、先ほど言った農協が1俵当たり500円、だから8俵とすれば、反当は4,000円、だから4,000円に5,000円に2,000円、1万1,000円ぐらいの、例えば10アール当たり換算すると。ただし、その時期の問題、一つは。該当させるのが9月27日以降、以前とかという問題とか、いろいろ細部にわたって、いわゆる共済等については現地確認ができない問題をどう対応するか。質の問題ですからね。一定より前にもう既に刈って現物は消滅しているという、その問題とか、それぞれ各ポジションで難しい問題を抱えながら、できるだけ、いわゆる、でもここへ来ては暮れには間に合わないのではないかと思いますけれどもね。暮れに間に合わせるような方向でということで常々検討しているわけですが、今現在はそんなところ。したがって、はっきり言えるのは、我が町としては、少なくとも邑楽町云々はいずれにしても、館林と明和さんとうちのほうでは、とりあえず2,000円で、それでいいだろうということでの合意が水面下であったものですから、でも同じ2,000円でも我が町にとっては、先ほど言ったように非常に重い、財政に対する影響度は重いというか、そういう感じはいたしておりますが、やむを得ないということでございます。

○議長（塩田俊一君） 石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） ただいま説明いろいろ受けたのですが、水稲の場合は、今までが収量的な共済でございましたので、たまたま品質的なものが、刈ってみて初めて製品になってわかったわけでございますので、共済に見てもらわなかったというか、被害申告しなかったやつが大半なのです。そのほうの対応なんかも、今後できれば対応にかみ入れてもらいまして、やってもらえればありがたいかなと。ご希望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の問題についても非常に重要な問題ということで、各首長がそういった対応をどうするかということで真剣に考えているということで、ご報告申し上げます。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。19ページの児童館管理事業について伺います。

児童館の図書購入、これ12月の広報で、何かいい本がありましたらということで呼びかけておまして、着々とやっているのだなというのを感じました。そういう中で、絵本だけではなくて、ここにはお母さん、お父さんいらっしゃいますので、大人の本などはどうなのかなと思っております。やはり今本当に子供と親を取り巻くいろんな問題が起きておりますので、そういう中で、大人の本も置けるスペースがあれば、そういう本も必要かなというふうに思いますので、その辺はどうですかということが1つと、もう一つは人材ですね。本当に肩書きのある方をお願いすることになるのですけれども、とにかく親御さんのことを考えますと、本当にそこに携わる方は、広く柔軟な対応ができる、そういう職員を配置していただければと思うのです。本当にいろんなことが起きますので、それにそこにいるスタッフで対応していくということ、そしてまた広く、1,457名いるのですということでした。その方たちがみんな来るとは限りませんが、せっかくなかった児童館に一人でも多くの人に来ていただくということは、やはりそこで働く人の子供を思う気持ち、そういったことを考えますと、やはり柔軟な対応のできる人材が必要かなというふうに思っておりますので、その2点、よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） ただいまのご質問ですけれども、図書購入に関しましては、子育て関係の母親の方も読む本を一応そろえていきたいと思っております。

それと、あと児童厚生員の関係ですけれども、やはり先ほども申しましたけれども、そういう有資格者が限定といえますか、そういう方を一応児童厚生員として配置しますので、その辺は大丈夫かと思っております。

あと、児童数の、先ほど1,400人ぐらいいるということで申し上げましたけれども、これが確かに東西南北分かれていますから、合計でその人数になるものですから、全員が来るということは絶対あり得ないと思います。それで、一応例えば何かの教室をやった場合に、母親が送ってきて、その時間が終わったらまた迎えに来るといようなこともできるわけです。だから、そういうPR的なものをやはり周知徹底を図りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 25ページをお願いします。小学校の給食備品と書いてあるのですけれども、このことについて、南小学校の給食設備がないということで、このことかなと思ったのですけれども、全然違うような気もいたしますので、この設備費はどんなふうにするのかということと、南小学校の給食設備、非常に前から総務委員会あるいは地元のPTAからも言われておりますので、金がかかることで現状維持という答えもあるかもしれませんが、教育委員会としてはどんなふうを考えているのか、ひとつお答えしていただければありがたいと思います。

それから、先ほど黒野議員が言いましたけれども、エアコン、異常気象で非常に暑くなっておまして、館林市なども全教室につけるようでございますけれども、この業務委託料というのはですか、325万、1校で80万

ぐらいなのですけれども、私に考えさせれば、4校でやるのであれば、80万ぐらいを1つやれば、大体どの学校も同じようではないかと。軽い計算でやりますと。1つの学校でやるのかどうかわかりませんが、そんなにかかる必要もないのではないかと。1教室に2台つけるなり1台つけるなりして、それで教室で割れば数は出ますし、電気等のことについてもそんなに難しいことはないと思いますので、この辺の金額がどんなふうに計算して出していたのか、わかればお聞きしたいと思いますけれども。

以上2点をお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 南の給食の前に、この学校の施設の関係ですが、これについては給食の関係のものを購入するという……

[「わかりやすく説明して」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 済みません。給食用の備品購入費ですが、これについては冷蔵庫ですか、ちょっと今まだ中身確認していないのですが……済みません。南小学校の冷凍庫1台52万5,000円です。それと、北小学校の冷凍冷蔵庫72万1,000円で、合計で124万6,000円の追加ということでございます。これについては、もう寿命が来ているということなので、更新をするものでございます。

それと、南小の給食の米飯化の関係なのですが、これにつきましては23年度の予算に向けて、きのうも少し、まだ町とも調整を、細かい詰めをしておりますので、ちょっと今この時点では何とも申し上げられないのですが。

[何事か言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） どうも済みませんでした。

○議長（塩田俊一君） 鈴木教育長。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 今の南小の給食の関係なのですが、これは23年度に予算を建てて24年度というふうなつもりでいるのですけれども、実際にやりますので、今町長とちょっと詰めがし切れてない部分があるので、やるということで、了解ください。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 南小の給食の関係ですが、5つの学校のうち1つだけがそういう形がとれていないということで、それは至急解消をせよということは指示もしておりますし、ただイコール、要は米飯給食ができればいいのでありまして、米飯給食をするためにしたら、1億ぐらいからの話だっけ、給食室を全面的にいじると。非常に莫大なお金が、極論をすればですよ、西小で炊いたものを南小に運んでもよろしいというような、そういう弾力、それをするというのではないですよ。一つの例を挙げれば、要するにどの学校も全部同じ施設を全部つくらなければ、それは不平等だというような考え方をもう捨てないと、給食室を全部新しくしたら、その次は今度は人数が少なくなって廃校だなんていう問題も常に起きますので、そういう可能性もですね。要は、生徒に同じ待遇をできるような方法も含め、だからそれはハード的だけでなくソフト、そういう意味でね。ということも含め、どういう今原案をつくっているかわかりませんが、弾力的に考えよ

うと。でないと、この町は全然貯金がたまるどころではなく、あしたまた議員さんと議論になるかもしれませんが、次の大きな事業を一つでもやろうというためには、要するに俗に言う手法を多少変えて、それを認めていただかなければ、4つ学校があるから4つ給食室をつくる必要は本来ならなかった、私に言わせれば。それを既に北から南から中学校から全部給食室を、たかが米飯に変えるだけでですよ。本当はそれだって、米を、館林の給食センターから温かい米を炊いたものを運んだってよかったわけ。もうそういう真剣な議論を、議会も含めて過去されなかったという、例えば一つ例を挙げればですよ、そういうものが今日の板倉の貧しさを象徴しているものもあるかと思しますので、南小については非常に最後で、本当は全く同じ条件で形も同じということが望ましいことはわかっておりますが、喫緊の課題もいろいろありますので、そういう意味で、ただ要するに差別はなくすと。南小の生徒も米飯給食がちゃんと実行できるように、給食も今までと同じようにやれるようにということで、それは別に南小でつくるということを考えなくてもよろしいかもしれないということまで考え方を広げて対応をせよという指示を出しております。

それに対してご不満があればまた。南小だけ給食室、だって給食室があろうがなかろうが、南小の人たちがですよ、ほかの学校の生徒と同じ食生活が味わえればいいのではないですか。ということの考え方で、今ここへ来て非常に厳しいですからね、そういう意味で。ご承知のように、南小などはもう既に合併を考えようなんていう論議が出てきているところでの問題もありまして、ですから合併の問題と給食室の問題は別ですが、給食のハードありきでなくて、その生徒に差別は一日も早く解消したいと。南小の生徒に一番最後になって恐縮でしたが、最後にしたのは私ではありません。そういう意味で、一日も早く南小の生徒にも同じ米飯給食を与えたいと。その手法を検討しております。ということですね、給食については。細部詰めれば、その結果がもう少しはっきり出てくると思います。

それから、エアコン関係につきましては、私もまだ見ていないのですが、非常になぜこんなに設計業務が、だってエアコン入れるだけ、各部屋に入れるだけで、その設計図だけで300万だの、300万が2つも出ているのですよね、中学校も含めて。これらについてももう少しちょっと見てみたいと思うのですが、いずれにしても思いのほか公共事業というのはかかります。だから、さっき荻野先生が言ったように、4つの小学校にエアコンを入れるのだから、1つ設計図を書けばほぼ同じように入るだろうなんて、おれなんかだって思うのですけれども、だめです。でも、今回の場合は、補助金も特別これはもらえるのか、もらえないのか、そこから辺からも出発をしていますので、もらうとなると一定の書式、様式は求められるということが事実でございますので、こちらについても無駄遣いがないように徹底して私のほうからも分析をし、指示もしますということです。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 一口に1億円なんて予算のあれが出てきますといっても、私はよくわかりませんが、そんなにかからないのではないかなと思っております。子供の教育については、いろんな多方面からのあれが必要だと思うのです。別に給食室がないから子供がひねくれて、余りよい子ができないと、そんなふうには私も思っていません。だがしかし、公正公平ということでもないですけども、地元のPTAの方たちあるいは教職員から見ると、非常にそれが子供たちの指導のために大事だと、そんなふうにとめていただきますので、金銭的なこともあると思いますけれども、南にできないとすれば、南地区のそういう指導団体あるいは学校PTA等々で、こういうのも大丈夫ですから、大丈夫だからそんな心配するなというこ

とでもお伝えいただければ、地元としても、地元のいろんな区長さんとか、いろんな人も見えていますけれども、今日。ある程度は納得することもあるのではないかと思いますけれども、非常に難しいですけれども。金がかからないのならあれですけれども、町長がそういう姿勢なら姿勢で、頑張っていたきたいと、そんなふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） だから、もっと具体的に言いますと、今まではほかの学校は米飯給食ということ、いわゆる大義名分に給食室の全面改修をしました。北から始まって、5,000万、6,000万、みんなそのくらいかかっています。米飯給食を導入するということと、あとは千葉産の野菜の調理ということで。この2つのことに2億もかかっているです。今7,000万ぐら이다よね、当初の、南地区もそういう意見が出ているけれども、では今までと同じように給食室を改修するとすれば幾らぐらいかかるのかといたら、7,000万なんていう話。それは4つの学校をやったのだから、残りの1つだからそれも無駄でないという考え方をすべきか、でも極端に言えば、今の給食室に米飯、極端に言えば炊飯ジャーではないですけれども、それを入れさえすれば、できればそれでいいのでしょう、だって。今までどおりの給食が提供され、御飯が新しい炊飯器を導入して入れれば、別にほかでいじる必要がないとすれば、別にほかの学校がいじったところで、南はいじらなくてもいいのでしょう。要は、子供たちが米飯給食と今までどおりの給食が行えれば、それでよろしいのではないかという、極端に言うとそのような考え方も今検討していると。

[何事か言う人あり]

○町長（栗原 実君） だから、究極はそういうことまで検討もする時期でもあるだろうと。だけれども、最後の1つだからというので、最後の1つはそんなことはまかりならぬと。どんな銭がかかっても給食室も同じようにつくってやれといえ、やらなくてはならないのですけれども、でもそんなことをやっていたのでは、この町はという論議のもとにですよ、私はそういう考えですから。だから、要は南小の人も東小の人も同じ給食の時間になったら、週に3回、今4回かな、3回、要するに米飯給食が食べられればいいのでしょうと。給食室が、ほかは改修を全部陸続きにした。いわゆる水洗い方式の給食室から、どういう表現になるの、あれは。乾燥式とかモップ式とか、こういうタイル、こういう感じの水を使わないような、最後に、そのほうがよろしいとあって、時の文部行政にひよいひよいと乗かって、何千万も。町とか市によっては、そういうものでは非常にお金がかかるから、給食センター方式ということを選んで、財政負担の低減を図っている町だっていっぱいあるのです。うちの町は、だからきのうも福祉の問題も出ましたけれども、ほかの場所で。福祉も随分3,000、5,000配っていますけれども、あれとて郡内でも一番高福祉なのですから。ということで、非常に恐縮ですが、いろんな考え方をとりながら、子供には、要するに差別が今までついていたわけですから、南だけね。それはいち早く解消しよう。例えば、新しく給食室の、そんなことではなく、西も新しくなったではないか、南も全部、北も中学校も全部ということになると、何年後かに計画を立てないと、3年かそこらの計画でないとできないだろうということも含め、いろんな方向を考えてやっているということです。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 非常に教育委員会も町長も、真剣にこの給食のことについては考えているというこ

とだと思えます。そういうので、南の児童あるいは父兄に伝えられるように、そんなにつくれ、つくれという、今後なくなると思えますし、現在どう考えているかわかりませんが、私たちは皆さんの声を聞いたのを、たまたまここで申し上げて、たまたま給食費の予算とか出ていたので、間がよければ南地区のことかなと思って質問したわけでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番、延山です。防犯整備事業についてお伺いをしたいと思います。

これ防犯灯につきまして、数も増えたということで、大分板倉町にとりましては、防犯抑止と、犯罪抑止ということになっているのかなと思っております。しかしながら、何かメールにおきまして、犯罪もまだまだ起きているという残念な結果になっているのですけれども、45万の追加補正されています。これについては、何か球切れということでの予算づけかなと思うのですけれども、非常に数も六百何個ですか、お聞きをしますけれども、ついているということで、これもいろんなランニングコストといいますか、維持費も増えていくのかなと思えます。また、予算の中に当然今後入れて、設置の増設も含めて考えていくのかなと思うのですけれども、そういう点につきまして、今後町の方向づけといいますか、総務課とするとどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 今回補正予算で計上させていただいた45万2,000円につきましては、藤の木橋の南側で歩行者がはねられ、死亡事故が起きたということで、警察のほうで、やっぱりこの場所は防犯灯がないよねということのご指摘もあったものですから、前回の補正予算で足りない部分をここで流用させていただいたのです。20万円流用させていただいて、そちら藤の木橋の南側と北側には設置をさせていただきましたので、これは緊急性があったということで、流用させていただいて設置をしたのですけれども、実際に当初予算でとっていた、今議員がおっしゃった球切れの更新、修繕料が足らなくなってしまうので、今回計上させていただいています。21年度で150基ほどの球切れがあったものですから、今回同等の補正予算を上げさせていただきました。今後、臨時交付金で615基、特に中学生の通学道路を中心に設置をさせていただいたのですけれども、今後も随時必要であれば、通学道路を中心に今後も進めていきたいというふうには思っています。ただ、1路線、1路線ということで、予算の範囲内ということではなくて、その1路線を、例えば10万かかれば10万、50万かかれば50万という形で、今後さらに通学道路をより明るく、通学者の子供たちが中心になりますけれども、防犯活動に役立てていきたいというふうには考えていますので、今後も設置は続けていきたいというふうに思っています。今回は修繕費ということで計上させていただきましたので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。
これより議案第71号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。
よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。
これで、昼食のため休憩といたします。1時より再開いたします。

休 憩 （午後 0時02分）

再 開 （午後 1時00分）

- 議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議案第72号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ
いて

- 議長（塩田俊一君） 日程第10、議案第72号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

- 町長（栗原 実君） 議案第72号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案の理由でございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ832万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,994万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に713万3,000円を、繰越金に118万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に513万3,000円を、諸支出金に118万9,000円を、予備費に200万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部については、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

〔健康介護課長（北山俊光君）登壇〕

- 健康介護課長（北山俊光君） お世話様になります。それでは、議案第72号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入であります。第3款繰入金、第1項1目の事務費繰入金200万円の

追加であります。これは、当初予算の予備費では不足することが予測されますので、追加繰り入れするものでございます。

続きまして、2目の保険基盤安定繰入金513万3,000円の追加であります。これは、保険基盤安定制度負担金の確定額が示されたため、追加補正をお願いするものでございます。

次に、第5款繰入金ですが、118万9,000円の追加であります。これは、前年度繰入金が確定したため、追加補正をするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明させていただきますが、第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金513万3,000円の追加であります。これは、保険基盤安定制度負担金を広域連合に納付するものでありまして、先ほどの説明同様、保険基盤安定制度負担金が確定したため、追加補正するものでございます。

第3款でございますが、諸支出金、第2項1目の他会計繰出金118万9,000円の追加であります。これは、前年度繰越金が確定し、一般会計へ繰り出すため、追加補正するものでございます。

第4款ですが、予備費、第1項1目の予備費200万円の追加であります。これは、当初見込んでおりました予備費では今後不足をすることが予測されますので、追加補正をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようによろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第72号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議案第73号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第11、議案第73号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第73号の提案理由を申し上げます。平成22年度板倉町国民健康保険特

別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,272万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億5,880万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に10万円を、前期高齢者交付金に1億50万2,000円を、繰入金に240万円を、繰越金に972万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に106万6,000円を、保険給付費に1億190万円を、前期高齢者納付金等に3万6,000円を、保健事業費に6万円を、諸支出金に966万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、同じく細部につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 議案第73号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明をさせていただきます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入であります。第3款国庫支出金、第2項3目の出産育児一時補助金10万円の追加であります。これは、今後の国保加入者の出産予定が10件ございまして、不足分の5件分を追加補正するものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金、第1項1目前期高齢者交付金1億50万2,000円の追加であります。これは、本年度上期の実績から一般被保険者療養給付費負担金が8,760万円、一般被保険者高額療養費負担金が1,220万円、前期高齢者納付金が3万6,000円、それぞれ不足することが予測されるため、また先ほどの説明にございましたように、出産育児一時金6万6,000円を充てるため、追加補正するものでございます。

第9款繰入金、第1項1目の一般会計繰入金240万円の追加であります。これは、事務費等繰入金及びシステム構築事業委託などで106万6,000円、出産育児一時金の38万円分の地方交付税措置されている3分の2で126万7,000円を、また4万円分の地方交付税措置をされている3分の1で6万7,000円の増額をするためでございます。

7ページをお願いいたします。10款の繰越金、第1項2目のその他繰越金972万4,000円の追加であります。これは、前年度繰り越しの精算額が、補助金等の精算額が確定したことにより、追加補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。第1款総務費、第1項1目の一般管理費106万6,000円の追加であります。これは、主に電算委託料に係るもので、国保連の被保険者マスター作成、システム構築及び共同電算における高額医療・介護合算処理に係る処理業務を行うための追加費用でございます。

第2款ですが、保険給付費、第1項1目の一般被保険者療養給付費8,760万円の追加であります。これは、本年度上期の実績から、一般被保険者療養給付費負担金が不足することが予測されるため、追加補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。第2款保険給付費、第2項1目の一般被保険者高額療養費の1,220万円の

追加であります。これも本年度上期の実績から、一般被保険者の高額療養費負担金が不足することが予測されるため、追加をお願いするものでございます。

第2款の保険給付費です。第4項1目の出産育児一時金210万円の追加であります。本年度の11月以降の出産予定が10件ございます。不足分として5件分の追加補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。第4款前期高齢者納付金等、第1項1目前期高齢者納付金3万6,000円の追加であります。これは、当初見込んでおりました前期高齢者納付金に不足が予測されるため、追加をお願いするものでございます。

第9款保健事業費、第1項1目特定健康診査等事業費6万円の追加であります。これは、平成21年度特定健診に係る国庫支出金及び県支出金の精算返還金でございます。

11ページをお願いいたします。第12款諸支出金、第1項1目一般会計繰出金966万4,000円の追加であります。これは、前年度繰り越し分、職員給与等繰入金、事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金等の精算分でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。人格を磨くという意味で、ちょっと知識としてお尋ね申し上げます。

一般保険者療養給付費が予想より8,000万以上不足するという何か特定の要因というのを、担当者とするところのような認識で思い当たるのか、わかる範囲内でお答えいただきたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 今の話なのですが、大体自然増だと考えております。大体1カ月分が9,000万ぐらいかかる経費なのですが、その分が足らなくなるような予想されます。そんなことで、今まで上半期やっていた、そしてまた下半期に充てる金がないので、そんなことで増えているように思われます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今の関連した質問なのですが、これは入金するところは1億円というのは、これは支払基金から入金するわけね、入金する相手先は。1億50万2,000円入るわけでしょう。前期高齢者交付金現年度分の、何これ、前期というのは、前期高齢者交付金現年度分の何、後半部分として入ってくるわけですか、これは、あの後半というのは。補正予算なのだから、2億2,000万あるわけでしょう。2億2,000万円予測立てたところに、この1億円ぐらいは不足するでしょうということを予測したというか、こっち見ると、支出のほうで約1億円近く出ているわけでしょう、これ。これとの意味合いって、どうなっているのかなと、私ちょっとわからないのだけれども。補正予算なので、これからかかる分の予測して請求して出てく

るわけですか。2億2,000万の予測では、今年度不足しそうだから1億円発生するだろうということで、立てているわけで、この相手側の支払基金かな、これ。支払基金でしょう、これ。から来るのでしょうか。そことはどういう話し合いになっているの、こういうのは。こっち勝手に予算立てても、まだ発生していないわけでしょう、補正予算なのだから。これから、だろうということで、これ見込みで1億円補正予算立てたわけだ。支出のほうは、これからこのぐらいのお金が支出するだろうということで、この補正予算組んだわけ、これ。どうなの。それとも、既に前期分として終わってしまっていて、足らなかったの、支払基金に請求したら1億円入ってくるという話、どっちなの、これは。私ちょっとその辺がわからないのだけれども。言っている意味わかるかな。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 現実的に補正予算なので、今までの上半期なら上半期でやったものに対して、では今後下半期についてはこのぐらいかかるだろうと予測を立てて、うちのほうで、先ほど石山さんが言ったように、約1億近くの金が足らなくなるということで、ここで補正を上げさせてもらったわけです。

○7番（青木秀夫君） いいですか、もう一回聞いてしまうと。2億2,000万の予算立てたわけだ。立てて半年たったところで1億円の補正予算を追加で立てているわけ。ということは、半年間の間にこれだけ誤差が出てきてしまったということ。

○健康介護課長（北山俊光君） うちのほうで今、その補正を立てるときに、例えば今までかかった医療費がありますよね。半年間でかかった医療費。それを例えば今まで半年でかかったのだから、今後半年分はどのぐらいかなということで予測をしたわけです。

[「50%ぐらいかかるだろうというふうに踏んでたわけ」と言う人あり]

○健康介護課長（北山俊光君） そうですね。だから、思った以上に、自然増だと思うのですが、その分が伸びたと。約1カ月分ぐらいが伸びているのかなというふううちのほうは予測しております。

○7番（青木秀夫君） それで、もう一つ疑問があるのは、では板倉町は増えたと。よその町は増えていないと。では、増えたら増えたとって請求したら、支払基金から全部来るの、それ。その問題はですよ、板倉町は、では予測が狂って、5割だか倍増しになってしまったからといって足りない。そうすると、支払基金から来る金なのでしょう、これ、1億円というのは。だから、医療費を、発生した医療費を、高齢者医療費が発生すると、それに基づいていろんなところで分担するわけでしょう。国保会計から直に分担する部分もあるのだろうし、支払基金から分担するものもあるのだろうし。だから、これは何、金額が多くなればなっただけ、垂れ流しみたいに、請求すれば来るのかいと私はそこを疑問に思っているわけですよ。

○健康介護課長（北山俊光君） 現実的にうちのほうで予測を立てるには、上半期のやつなんかを計算し、また今の支払基金のほうにも請求をしていくわけです。そんな中で、ここにつきましては……ちょっと待っていただけますか。済みません。

○7番（青木秀夫君） ややこしいがね、国保というのは。高額医療の連合とか、前期高齢者がどうのこうのとかって、金が行ったり来たり、出たり入ったり、出たり入ったりさ、何かわかりにくい会計やっているのだけれども、これは補正予算で今どきに1億円発生するということは、何かほかに違った制度、要因が出てきたとか、何かそういうこととは違うの。単なる見込み違い、予測違いで、まだ半年だよ、終わってね、

現実には、会計上はまだ半年ぐらいでしょう。9月終わったぐらいでしょう。それで1億、この時点で不足して、入ってきて、今度出ていくお金というのは、これは出ていっているの、これ。これから出る金なの。

○健康介護課長（北山俊光君） これから出る金です。

○7番（青木秀夫君） だから、これだけ不足すると。

○健康介護課長（北山俊光君） はい。

○7番（青木秀夫君） いいや、難しければ、よく研究しておいてください。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第73号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議案第74号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第12、議案第74号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第74号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由でございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,819万円とするものでございまして、職員人件費の不足に伴う補正でございます。

歳入につきましては、繰入金に83万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に39万円、包括的支援事業・任意事業費に44万円をそれぞれ追加をするものでございます。よろしくご決定賜りますようお願いと、これにつきましては課長の説明の必要もないということで、ご審議をいただければと思っております。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） お聞きいたします。包括支援事業についてお聞きしたいと思います。

これはどのようなサイクルで、独居老人の方とか、そういった見回りもしていますよというお話も伺っておりますけれども、そういう体制ですか、どういう体制で、そしてどのぐらいのスパンでそれを回っているかどうか。そして、事例として、こういう大変な事例もあったとか、またご近所の電話等があって見回りに行ったとか、そういったことがあったかどうか。ちょっとあるお年寄りの方が、1回来て、それはちょっと私も言われたものですから、お電話をして、そして職員の方に、では行っていただけますかということでお願いをしました。その後、またちょっとしたことが発生しまして、またそれを職員の方に話をしまして、その後どうでしたかということで行きましたら、その後来ていないのです、全然来ていないのですよということがありましたので、なかなか板倉町全体のお年寄りのところの訪問ということで、なかなか大変ではありますけれども、その辺はどのような流れでやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

〔健康介護課長（北山俊光君）登壇〕

○健康介護課長（北山俊光君） 包括の関係なのですが、先ほど2名の方が回っているという話、この件については大体1カ月以内に、大体1カ所ぐらいは、1軒のうちには行けると思います。現実的にその人たちがお年寄りと話をして、いろんな相談を受けるわけなのですが、そんな中で受けたものについては、その中で処理ができれば処理しますし、また処理ができないものについては、またみんな持ち寄ってくるという流れになっております。先ほど、どんな事例がという話なのですが、一般的な話というのは、生活、「どうしたい」、「元気でやってるよ」という話が主でございますが、中にはそういったことで虐待とか、前にも話がちょっと秋山議員さんから出たと思うのですが、虐待とか、そんな話も聞かされる場合もございます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） これからどんどんとそういうお年寄りももっともって増えてくると思いますので、包括の事業としては大変なことが多いなというふうに思っております。そして、その過程における事柄というのですか、それが多岐にわたっていますよね。いろんな、病気のことばかりではなくて、経済的なこと、また法律的なこと、そして本当に足元の大変さ、そういったことがいろいろあると思います。これは本当に横のつながりをして解決していかないと、なかなか大変だな。この間、中央公民館で町民の皆さんとの懇談がありましたけれども、その中で、本当にいろいろな問題が多過ぎて、生きているのも嫌になってしまった。それをどうしたらいいか、そういうふうな質問が出ました。そういうときに、私は本当にそういう人たちを救っていくのは、やはり行政もあると思うのです。または地域の方、そしてそういうのを本当に包括だけではなくて、総合の窓口ですか、そういうのをつくって、ワンストップで、そこで横のつながりをつけて進めていけば、本当にその包括に任されている人よりも多くの人数で、これからどんどんと高齢化が進んでくるのですので、そういったところもあるかなと思って、今状況をお聞きしました。よろしくお願いたします。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第74号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議案第75号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第13、議案第75号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第75号でございます。平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）ということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の一部組み替えをするものでございます。具体的に申し上げますと、歳入の繰入金の既定額1億5,954万円から1,657万2,000円を減額し、繰越金の既定額1,000円に1,657万2,000円の同額を追加をするものであります。これは21年度の決算額が確定をしたために組み替えをするものでございます。

したがって、これ以上の課長の説明もございませんが、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第75号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○陳情第5号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について

○議長（塩田俊一君） 日程第14、陳情第5号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

○陳情第6号 渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情について

○議長（塩田俊一君） 日程第15、陳情第6号 渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時32分）